

# 居住支援のあり方について

# 生活困窮者一時生活支援事業等について

## 【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、性別や年代を問わず住まい不安定に関する相談が増加した。令和4年の実態調査で確認されたホームレスは約3,500人。このほか、知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している不安定居住者が一定数存在。
- 生活困窮者一時生活支援事業においては、自立相談支援事業の巡回相談等により住居に不安を抱えた生活困窮者へのアウトリーチを実施し、衣食住に関する支援を行う「一時生活支援事業（シェルター事業）」と、これに加えて一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える低所得者に対して、入居支援や訪問による見守り等を行う「地域居住支援事業」を実施。シェルター事業の実施率は令和3年度で約4割（332自治体）で、そのうち地域居住支援事業を実施している自治体は50自治体。
- シェルター事業の未実施自治体に今後の実施意向を調査したところ、過半数が「実施しない」又は「未定」と回答。その理由としては、「事業の利用者が見込まれない」との回答が多かった。一方で、未実施自治体においても、「住まい不安定」や「ホームレス」に関する新規相談が多く見られている。また、地域居住支援事業の実施自治体では、令和2年度では計約2,500人に対して支援を行い、「社会的孤立の防止」や「就労に向けた効果的な支援」といった効果が見られている。
- また、コロナ禍を契機に、不安定居住者に対する緊急一時的な居所の確保のニーズも顕在化した。シェルター事業を含む既存事業では受け入れが困難な場合があることから、現在、各自治体や民間団体等による独自の取組が行われている状況。

## 【考え方】

- 「住まい」は就労をはじめとする自立の前提であり、生活の基盤そのものであるが、生活困窮世帯では、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに「住まい不安定」につながることから、生活困窮世帯に対する居住支援の強化が必要。シェルター事業及び地域居住支援事業の未実施自治体においても潜在的ニーズが窺えることから、全国的な事業の実施を推進することが必要。
- 住まいに課題を抱える生活困窮者は、特に地域社会から孤立した状態にある傾向が強いことを踏まえ、見守り支援等を行う地域居住支援事業については、より実施を推進するとともに、支援内容の一定の標準化や支援員の質の担保が求められる。
- また、現在のシェルター事業の対象者は、住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者としているところ、住居があっても様々な要因により緊急一時的な居所確保を必要とする場合や、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合などが想定されることから、これらの者に対する相談機関等と連携した一時的な支援が必要。

## 【論点】

- 生活困窮者一時生活支援事業の実施を努力義務化することについてどのように考えるか。
- その際、シェルター事業の実施にかかわらず地域居住支援事業の実施を可能にするとともに、例えば標準的に取り組むべき支援内容の明確化や専門職員の配置により、地域居住支援事業のあり方を見直す必要があるのではないか。
- 現行のシェルター事業の対象とならない生活困窮者に対する、緊急一時的な居所確保の支援の必要性についてどのように考えるか。

# 生活困窮者住居確保給付金について

## 【現状と課題】

- 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮した者が就労によって自立するため、まずは求職活動の基盤でもある居住の場を確保することにより、就職を容易にすることを目的として、家賃相当額を支給するものである（参考資料P10）。
- 現行では、離職・廃業した場合の支給対象者を「離職・廃業後2年以内の者」としており、また、支給要件である収入の算定にあたり、定期的に支給される各種手当については、児童扶養手当・児童手当等の特定の使途・目的のために支給されているものも含め一律収入としている。
- コロナ禍においては、経済情勢の変動等を踏まえ、休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれが生じている方を新たに支給対象として恒久化したほか、①職業訓練受講給付金との併給を可能とする、②休業等に伴う収入減少等の場合にも再支給を行う、③求職活動要件の緩和を認めるなどの様々な特例措置を講じた（参考資料P11）。平成27年度～令和元年度は約4,000～7,000件／年で推移していた支給決定件数は、令和2年度は約135,000件／年、令和3年度は約46,000件／年にまで急増し、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。

## 【考え方】

- コロナ禍において講じてきた様々な特例措置については、いずれ元の姿に戻していくことが原則である一方、特に効果的なもの、必要なものについては、本来の制度目的等も踏まえつつ、そのあり方について検討することが必要。
- その他、現行の支給要件等についても、多様化している居住支援のニーズや制度目的等に照らして機能強化を図るなど、必要な見直しを検討することが必要。

## 【論点】

- 住居確保給付金の見直しにあたっては、以下の点が検討対象となり得るところ、コロナ禍における対応や、本来の制度目的等を踏まえ、どのような方向性が考えられるか。

### <コロナ禍における特例>

- 休業等に伴い収入減少により受給している者（特に自営業者等）への求職活動要件について
- 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みについて
- 休業等に伴う収入減少により受給をした者への再支給について
- 職業訓練受講給付金との併給について

### <その他の支給要件等>

- 支給対象者の「離職・廃業後2年以内の者」の要件について
- 収入の算定のあり方について（例えば児童扶養手当等）

# 生活保護における居住支援等のあり方について①保護施設について

## 【現状と課題】

- 救護施設を含めた保護施設は、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレスなど、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援の実践を担っている。
- 様々な課題を抱える入所者を計画的に支援するため、救護施設をはじめ保護施設においては、入所者に対する個別の支援計画を定めているところがある。また、支援の質を高める観点から職員等への研修が行われているところがある。さらに、支援に係る施設機能の強化のため、介護職員や看護師等の専門職を増員する場合は施設事務費が加算される仕組みになっている。
- 救護施設は、利用者の状態の違いによっては、他の施設と比較して入所期間が長く、入所者の高齢化が進んでいる。また、入所者本人の日中活動も施設内に限られることが多く、施設外での就労や求職活動の取組が少ない場合もあり、結果として、現在の施設に継続入所する見込みが総じて高い状況にある。
- 救護施設等は、主に施設退所者を対象とした生活指導として通所事業を実施する際に、地域で居宅生活を営む被保護者も支援することができる仕組みになっているが、対象者数は事業全体の定員の3割を超えない範囲にとどめることが条件となっている。

## 【考え方】

- 救護施設等について、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要である。このため、施設の機能や目的に応じて、福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的な支援に取り組む環境を整える必要がある。あわせて、入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を検討していく必要がある。
- 地域共生社会の実現に向けて、救護施設等は、地域に居住する生活保護受給者等に対する支援の一翼を担うことも期待されており、救護施設等の持つ多様な支援機能の活用を図ることが適当である。
- 救護施設等については、精神疾患や依存症等の対応が難しいケースへの支援を実践している中、より専門性の高いスキルが求められており、更なる資質向上の取組が必要である。

## 【論点】

- 入所者の地域移行を進める等の観点から、救護施設等の入所者ごとに支援計画の作成を制度化することについてどう考えるか。その際、福祉事務所と情報共有を図る仕組みとすることが必要ではないか。また、入所者の地域移行を進める観点から、例えば施設における地域での就労等に向けた支援を促すことについてどう考えるか。
- 救護施設等による地域の生活保護受給者等への支援を充実させるため、どのような取組が必要と考えられるか。
- 救護施設等の入所者が抱える課題等に適切に対応する観点から、救護施設職員等への研修の実施等、支援の質を向上させる取組を充実させることについてどう考えるか。

# 生活保護における居住支援等のあり方について

## ② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援について

### 【現状と課題】

- 無料低額宿泊所については、前回の法改正で、いわゆる貧困ビジネス対策として、事前届出制の導入、最低基準の導入、改善命令の創設等、法令上の規制を強化した。無届の事業者に対しては、届出を勧奨するとともに、調査によって不当な行為が発見された場合に事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を行うことが可能となっている。
- 一方で、届出義務自体に罰則はなく、無料低額宿泊所に該当していると考えられる事業者が届出義務を履行しない場合に取りうるる措置は、通常、被保護者の受入停止や、現に入居している被保護者への転居指導の実施等にとどまっている。
- 単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、必要な日常生活上の支援を提供する施設として、前回の法改正で、日常生活支援住居施設を創設した。令和2年10月の施行後、本年4月時点で施設数は120ヶ所まで増加した一方で、未設置の県もある等、都道府県ごとの設置状況にはばらつきがある。また、新制度の導入にあたって支援の質を確保する観点等から、令和3年度から国の委託事業として生活支援提供責任者等への研修事業を実施している。
- 無料低額宿泊所入居者や生活困窮者の居宅移行等に向けた支援事業として、居住不安定者等居宅生活移行支援事業を実施している。一方で、実施自治体数は34自治体（令和3年度）にとどまっている。

### 【考え方】

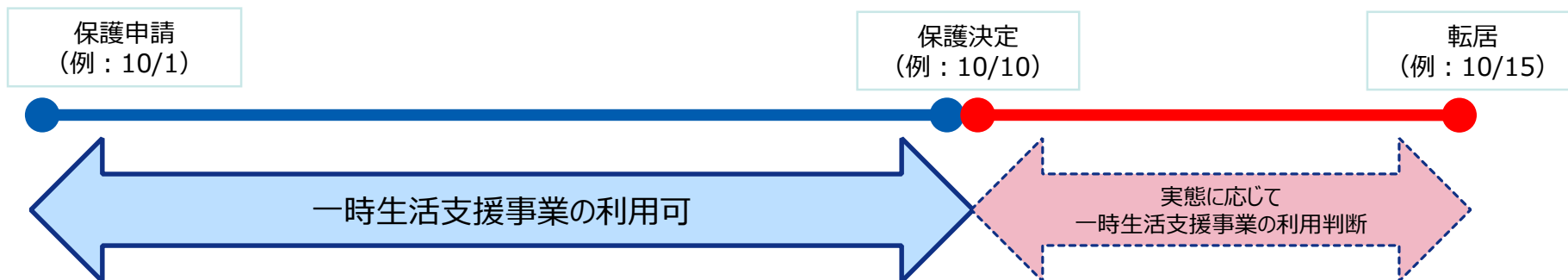
- 無料低額宿泊所について、利用者の保護や事業運営の更なる適正化のため、不当行為による事業の制限・停止命令に到る手前で、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化する必要がある。
- 日常生活支援住居施設については、制度施行後間もない状況を踏まえ、引き続き、支援の質の向上や制度理解を促進する取組が重要である。
- 安定した住まいは、被保護者等本人が日常生活や社会生活を営む上での基盤となるものであることから、より多くの被保護者が、地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を受けられるようにする必要がある。また、支援に関する地域の社会資源の有効な活用等の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を検討する必要がある。

### 【論点】

- 無料低額宿泊所について、事前届出制の実効性の確保を図るため、届出義務違反に罰則を創設する等の対策を講じることについてどのように考えるか。
- 日常生活支援住居施設について、支援の質の向上や制度理解を促進するため、引き続き、研修の機会を確保することについてどのように考えるか。また、その際の都道府県の役割についてどう考えるか。
- 地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を行う事業について、より多くの被保護者が支援を受けられるようにする等の観点から、任意事業として新たに法定化するとともに、当該事業に代えて、生活困窮者一時生活支援事業の地域居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにすることについてどう考えるか。

# 一時生活支援事業と生活保護制度との関係

生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業については、居住場所の確保までの間は、生活保護を申請・決定された者についても利用が可能



「一時生活支援事業の手引き」（「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」  
(平成27年3月6日付け 社援地発0306第1号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知) の別添4) より

- 一時生活支援事業の支援内容は、住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供するとともに、自立支援センター等の退所者、地域社会から孤立した状態にある者や不安定居住者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において、日常生活を営むのに必要な支援を実施するものである。〈手引きp.13〉
- 一時生活支援事業の利用期間中において生活保護申請があった場合、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、一時生活支援事業により支援することになる。  
なお、かかる場合であっても、生活保護の受給により居住場所の確保までの間は、一時生活支援事業の支援が必要となるため、プラン策定が必要である。〈手引きp.42〉

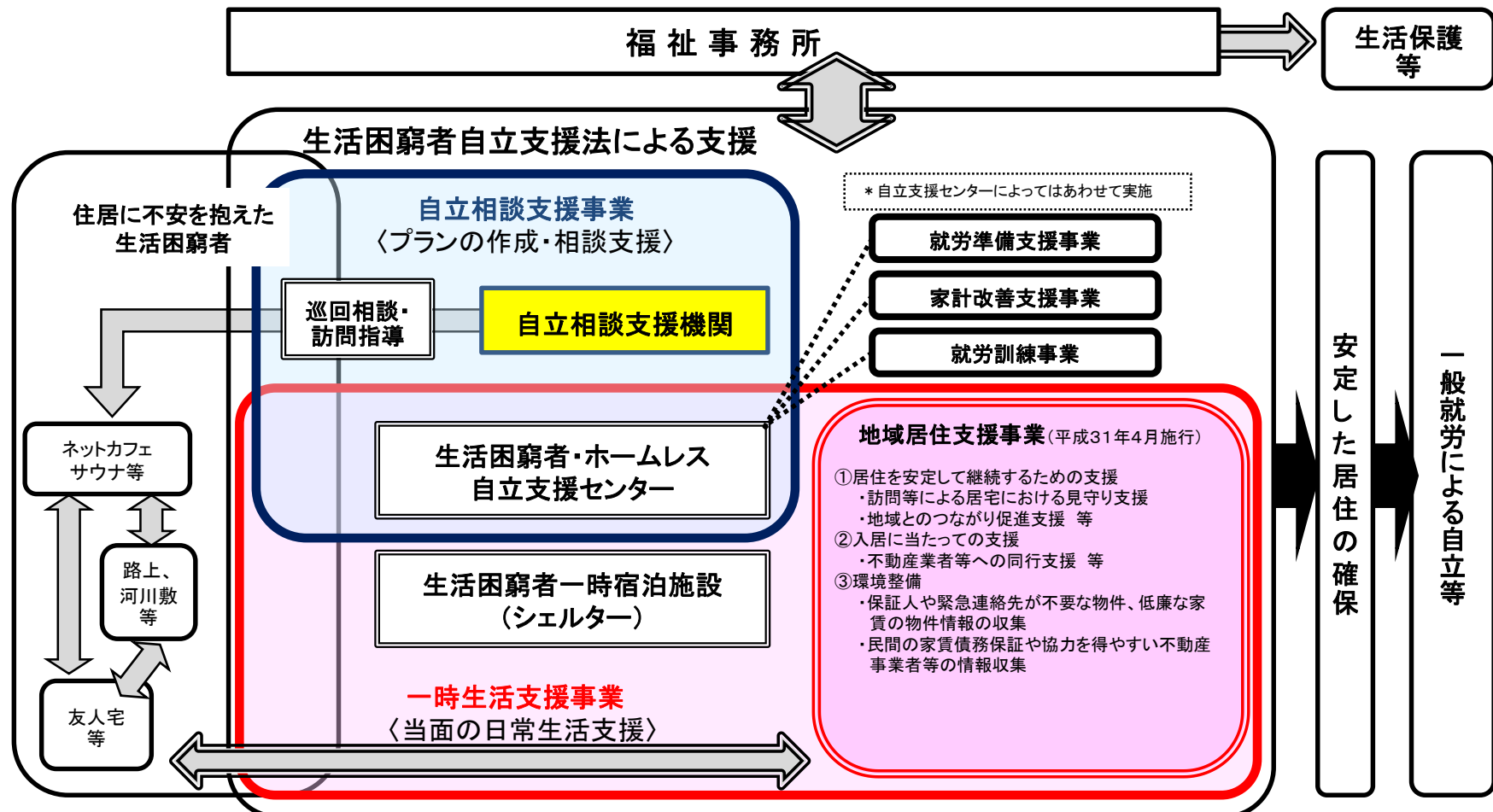
## 参考資料



# 生活困窮者一時生活支援事業の概要

	実施自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	332自治体 (37%)	4,720人
地域居住	50自治体 (6%)	2,420人

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。





# 緊急一時的な居所確保のニーズ等

- 不安定居住者に対する緊急一時的な居所の確保については、コロナを契機に支援ニーズが顕在化したのが、既存施設による受け入れが困難な場合があることから、現在、各自治体や民間団体等が独自に取り組んでいる状況。

## コロナ禍で顕在化した一時的な居所確保のニーズ

- 令和3年度の一時生活支援事業未実施の自治体において、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談が増えたことにより、**他の一時生活支援事業実施自治体の宿泊場所を活用できるよう調整した自治体の割合は8%**あった。  
(11/137自治体)

## 既存施設の緊急的な対応で生じている問題

- 相談時のアセスメントに必要な書類等を持ち合わせていない・情報が不足しているため、どの制度で対応するか、現状決定できない。
- 措置先、入所先は目途がついているが、受入れ可能日が数日先で、その間滞在できる場所がない。
- 過去の施設トラブルの経歴や出所者・障がい・子連れ等の属性を理由として受け入れを拒否される
- 受け入れ施設側の人手不足や施設長と連絡がつかず受け入れの可否を判断できない等により受け入れできない

## NPO法人CLCの取組事例

- 受け入れ方針
  - ①24時間365日対応
  - ②支援対象は、課題を抱え、行き場のない方どなたでも
  - ③基本的に満室以外「断らない」
- 支援内容  
宿泊場所の供与、食事の提供、日用品等の貸与又は提供、支援先や受入先の調整への協力 等
- 滞在期間  
上限は設けていない。
- 責任の所在  
あくまで緊急一時支援のため、相談機関が責任を持って相談者の次の生活や支援を考える。
- 一人当たりの平均利用日数  
約35日



(写真はNPO法人CLCが運営するひなたぼっこ)

# 生活困窮者住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者  
②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】

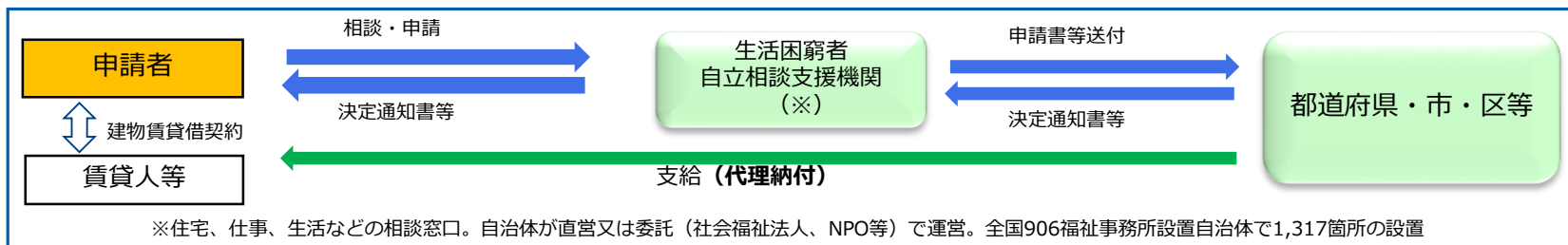
- ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
  - ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
  - ② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）  
※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



# 生活困窮者住居確保給付金に関するコロナ禍の対応

- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の変動等を踏まえ、休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれが生じている方を新たに支給対象としたほか、住居確保給付金の再支給や職業訓練受講給付金との併給など様々な措置を講じた。

## 支給対象者の追加

<令和2年4月20日省令改正>

- ・ 従来の「離職・廃業後2年以内の者」に加え、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」を支給対象者に追加した。

## 求職活動要件の緩和

<コロナ禍で緩和した特例措置>

- ・ 当面の間、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない特例措置を講じた。
- ・ 当面の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とする特例措置を講じた。
- ・ 当面の間、公共職業安定所への職業相談や企業への応募等の回数を月1回に減ずる特例措置を講じた。

## 支給期間の拡充

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- ・ 令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、最長12か月まで再々延長を可能とする特例措置を講じた。

## 再支給の特例

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- ・ 令和4年12月末までの申請について、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給を可能とする特例措置を講じた。

## 職業訓練受講給付金との併給

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- ・ 令和4年12月末までの申請について、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする特例措置を講じた。

# 生活困窮者住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和3年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



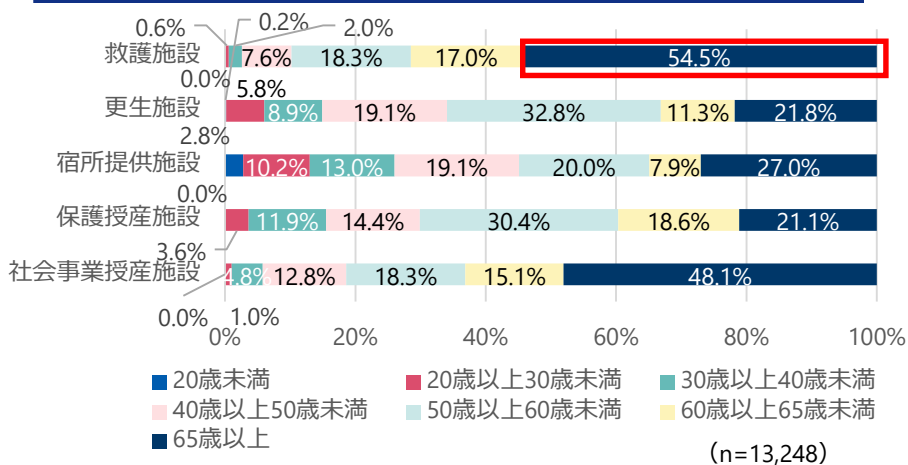
# 生活保護法に基づく保護施設の規定及び現状等

	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設											
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号	生活保護法 第38条 第1項2号	生活保護法 第38条 第1項3号	生活保護法 第38条 第1項4号	生活保護法 第38条 第1項5号											
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う											
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による 指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			-			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			-			325人			339人			

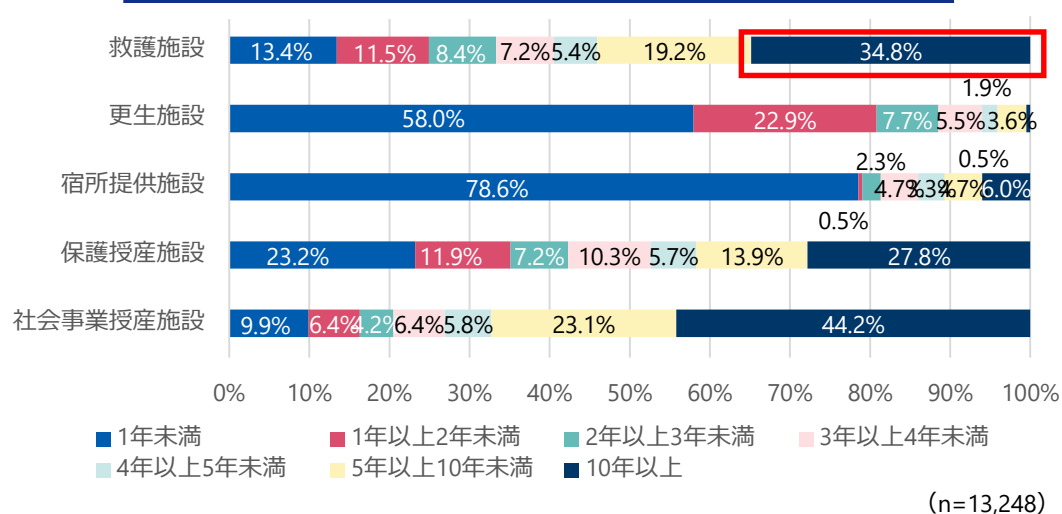
# 保護施設入所者の状態像

- 「年齢」は、「65歳以上」が多くなっており、救護施設は、54.5%と半数以上となっている。
- 「入所期間」は、救護施設の場合、「10年以上」が34.8%となっている。
- 「日中活動」は、救護施設の場合、「施設内での日中活動」が94.5%、宿所提供施設の場合、「転居先探し」が60.9%とそれぞれ多い。
- 「1年後の居住の場所」は、救護施設の場合、「現在の施設に継続入所」が82.9%、更生施設及び宿所提供施設の場合、「地域移行」が最も多い。

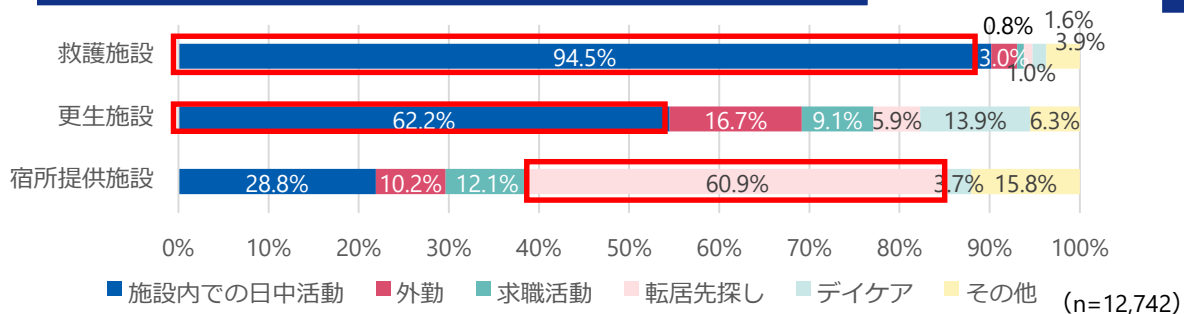
## 保護施設入所者の年齢



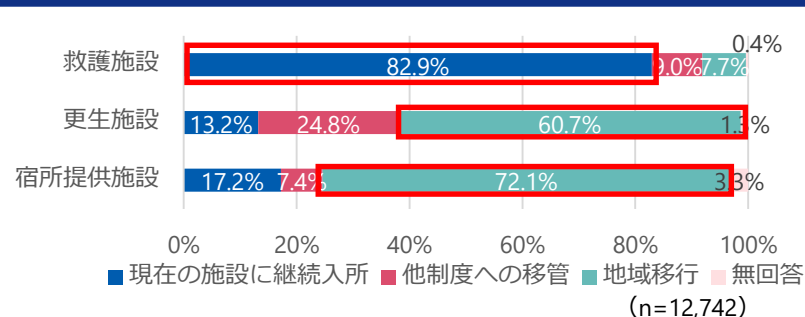
## 保護施設入所者の入所期間



## 保護施設入所者の現在の主な日中活動



## 保護施設入所者の1年後の居住の場所（施設の見立てや方針）



# 地域移行に向けた各種事業

## 救護施設居宅生活訓練事業

- **概要**  
救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。
- **対象者**
  - ・ 救護施設に入所している者
  - ・ 1年間の個別訓練を行うことにより居宅において生活を送ることが可能となると認められる者で、当該施設の施設長により選定された者
- **支援内容**
  - ・ 訓練内容の決定及び事業の実施、効果測定
    - ▶ 日常生活訓練（金銭管理、洗濯、栄養管理等）
    - ▶ 社会生活訓練（通院、買い物、対人関係の構築等）
    - ▶ その他自立生活に必要な訓練
- **実績**  
令和2年度実績 救護施設：113カ所（全184カ所中）  
事業参加者数：387名 内訳（訓練継続者：230名 地域移行者数：118名 訓練中止者数：39名）

## 保護施設通所事業

- **概要**  
原則として保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで、居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。
- **対象者**
  - ・ 保護施設の退所者で退所後引き続き指導訓練等が必要と認められる者
  - ・ 居宅で生活する被保護者のうち自立生活を送る上で種々の問題等を有しているため、生活指導などの支援を要する者
- **支援内容**
  - ・ 以下の内容を一体的に実施
    - ▶ 通所訓練：施設へ通いながら生活訓練等又は職業訓練等を実施
    - ▶ 訪問指導：職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施
- **実績**  
令和2年度通所事業実施数  
救護施設：51カ所（全184カ所中） 更生施設：17カ所（全19カ所中）

# 保護施設の機能強化に係る加算等

費目	設定の要件	対象施設
指導員加算費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において指導員の増員を必要とする場合</li> <li>② 宿所提供施設のうち、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設において指導員の増員を必要とする場合</li> <li>③ 授産施設のうち、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設において指導員の増員する場合に加算する。</li> </ul>	救護施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設
介護職員加算費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の入所率が高い施設であって、介護職員の増員を必要とする場合</li> <li>② ①の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の入所率が高い施設において介護職員の増員をする場合に加算する。</li> </ul>	救護施設
看護師加算費	精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において看護師を増員する場合に加算する。	救護施設
精神保健福祉士加算費	精神障害者及び知的障害者の入所率が高く、精神障害者等の地域移行に向けた取組を推進する施設に精神保健福祉士を増員する場合に加算する。	救護施設
精神科医雇上費	精神科医を雇い上げ、入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図る。	救護施設、更生施設
機能回復訓練業務委託費	「理学療法士及び作業療法士法」で定める理学療法士又は作業療法士が専門的な機能回復訓練を行うことにより、入所者の自立の助長を図る。	救護施設
保護施設通所事業事務費	保護施設退所者を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。	救護施設、更生施設
施設機能強化推進費	施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導體制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設
施設機能強化推進費（特別事業） 「救護施設居宅生活訓練事業」	救護施設に入所している費保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	救護施設

(注) その他の加算等として、民間施設給与等改善費、感染症対策等体制整備費、新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費等がある。



# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援 (令和2年4月施行)

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化 (貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
  - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
  - ②従来ガイドライン (通知) で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
  - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

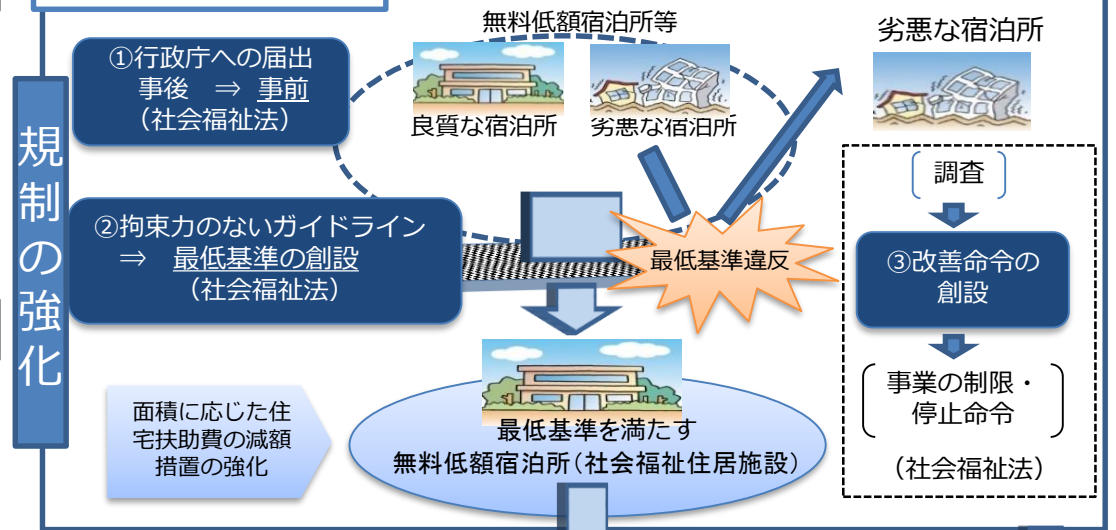
## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
  - ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

## 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

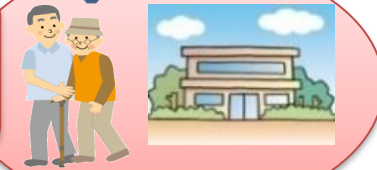
- 日常生活支援住居施設の認定要件 (人員配置基準)  
**利用者15人に対して職員1名 (常勤換算15:1) を配置**
- 日常生活支援に係る委託事務費  
**入居者1人あたり月額<地域別> 28,800円 ~ 23,100円**  
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール  
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**

## 見直し内容



## 日常生活支援住居施設

日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設 (生活保護法)  
※ 都道府県、政令市、中核市が認定



当該住居に支援を必要とする生活保護受給者 (※) が入居した場合、福祉事務所が事業者<sup>※</sup>に日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者<sup>※</sup>に交付

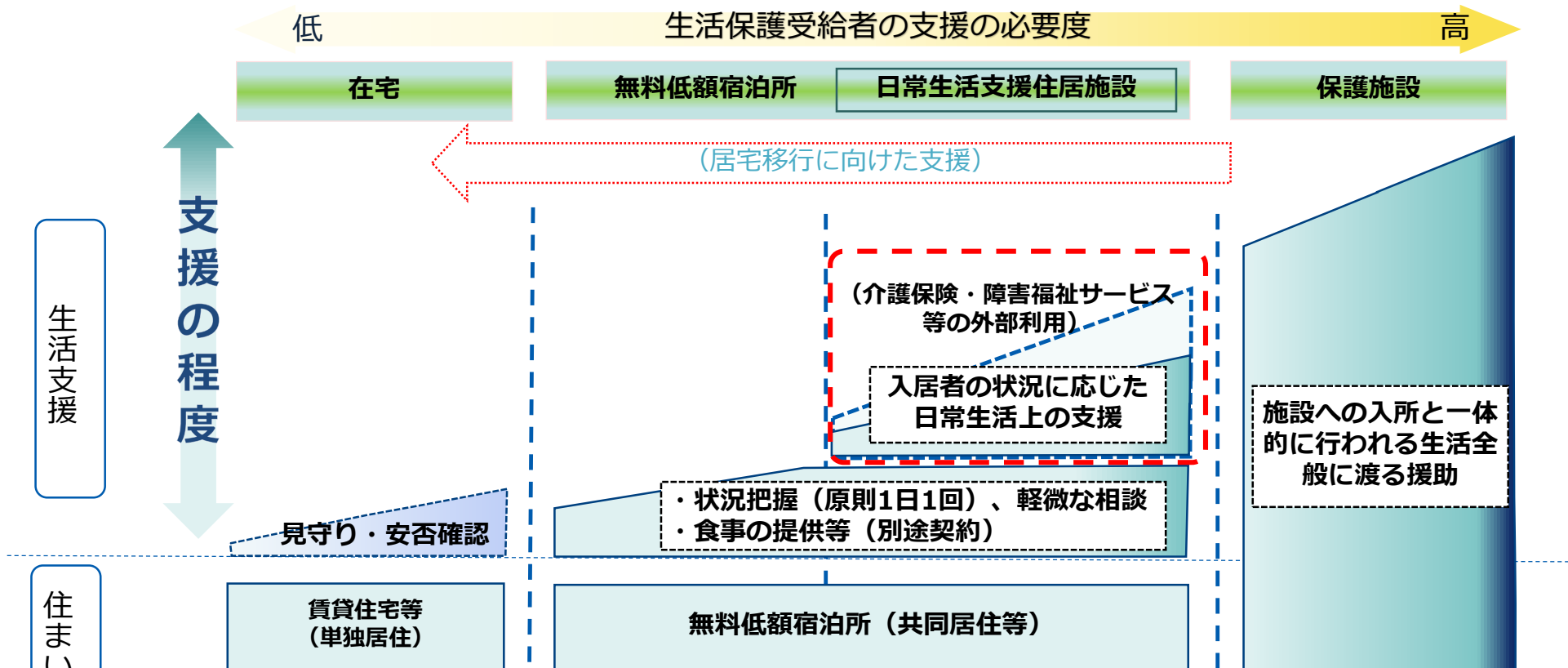
※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等で日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者 (福祉事務所が判断)

日常生活上の支援の委託を受けない無料低額宿泊所

# 日常生活支援住居施設について

## 事業概要

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

# 無料低額宿泊所等の実施状況等

## 無料低額宿泊所等の実施状況

### 無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設（社会福祉法第2条第3項第8号）であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。

- 箇所数：649箇所、入所者数18,152人  
※令和4年4月1日時点。

### 日常生活支援住居施設

- 箇所数：120箇所、入所者数2,267人  
※令和4年4月1日時点。

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
649 (100.0%)	34 (5.2%)	1 (0.2%)	26 (4.0%)	421 (64.9%)	119 (18.3%)	48 (7.4%)

## 無料低額宿泊所等に対する取組

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し  
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し  
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行  
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）  
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）  
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始  
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

## (参考) 他の施設系事業における規制について

### 罰金が処される例 (有料老人ホーム)

- 有料老人ホームを設置しようとする者に事前届出が義務づけられており、当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときには、30万円以下の罰金に処される。

#### ○老人福祉法

##### (届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

### 過料が科される例 (認可外保育施設)

- 保育所の設置者(認定こども園の認可を受けたものを除く。)は、事業の開始の日から1ヶ月以内の届出が義務づけられており、当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときには、50万円以下の過料が科される。

#### ○児童福祉法

##### (認可外保育施設の届出)

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

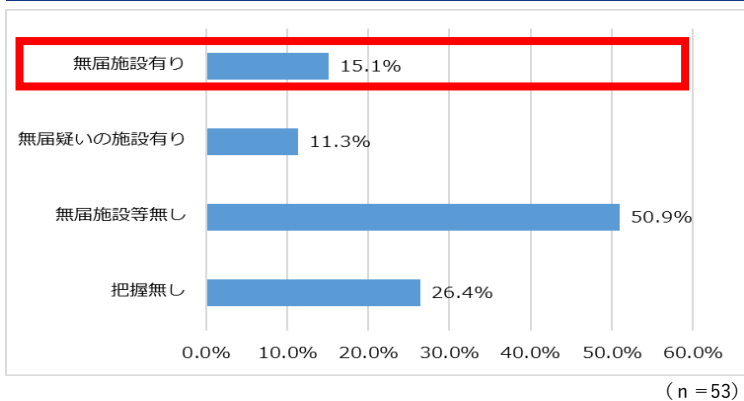
##### (過料)

第六十二条の四 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

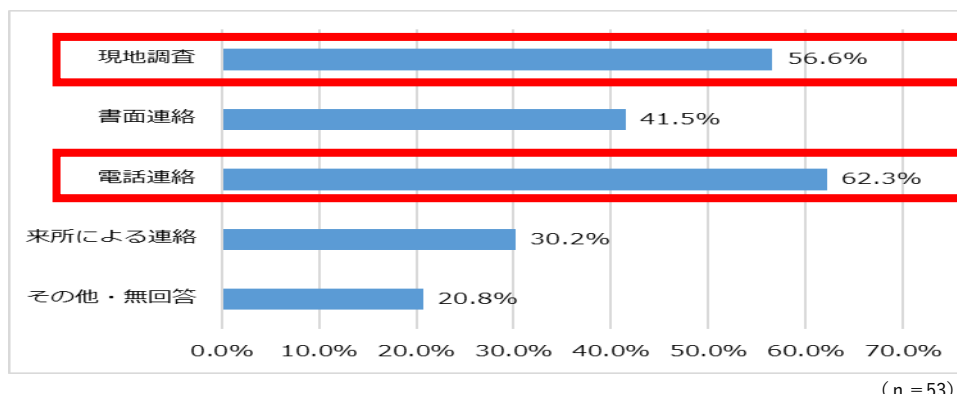
# 無料低額宿泊所の届出について

- 無届の無料低額宿泊所に対し、自治体が現地調査（56.6%）や電話連絡（62.3%）を行い届出勧奨を実施するものの、届出に至らないケースがある。届出に至っていない理由として、無料低額宿泊所であるという認識がありながら届出が行われていないとの回答が最も多く挙げられた（50.0%）。
- 無届の無料低額宿泊所に届出勧奨を実施するに当たっての課題としては、無届施設や無届施設の疑いがある施設に関する情報収集をすることが難しいとの回答（58.5%）、届出に強制力が無いとの回答（47.2%）が挙げられた。

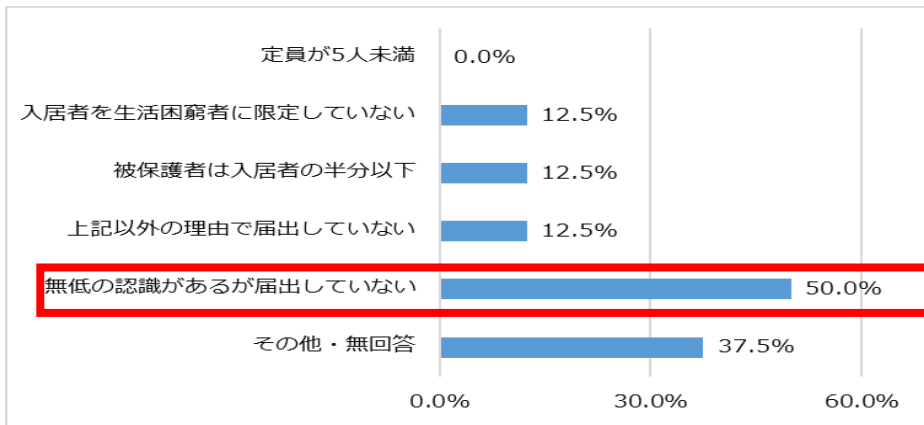
## 1 無届の無料低額宿泊所の有無 ※複数回答



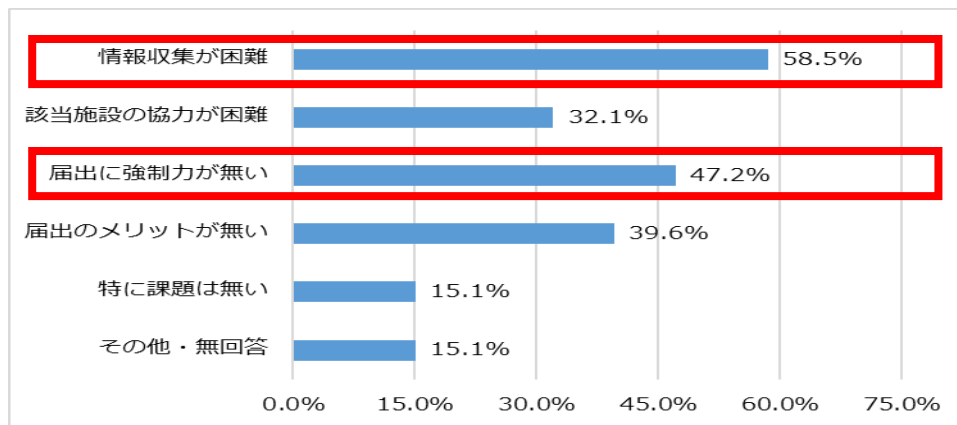
## 2 無届の無料低額宿泊所への勧奨方法 ※複数回答



## 3 届出に至っていない理由 ※複数回答



## 4 届出勧奨に当たっての課題 ※複数回答



(n=8) ※届出勧奨を実施したが現時点で届出に至っていない施設が1件以上あると回答した自治体のみ

※出典：令和4年度社会福祉推進事業「無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究」（PwCコンサルティング合同会社）調査速報値（令和4年10月12日現在）を基に作成。

調査対象：都道府県・指定都市・中核市（計129自治体）

# 日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修費

【令和4年度予算】 11,370千円  
実施主体：厚生労働省（委託費）

## 事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

## 研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修  
※ オンラインによる開催も検討

## 研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

### （参考）

- 令和2年度  
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施  
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）  
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）  
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）  
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
- 令和3年度  
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）  
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00  
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30  
令和4年1月21日（金）10:30～17:30



## 研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
- 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
- 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
- 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
- 委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
- 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
- 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
- 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
- 委員 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
- 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））

（注）肩書きは令和2年時点

# 日常生活支援住居施設による支援の充実に向けて

- 令和3年度の調査研究事業により、日常生活支援住居施設での支援の充実についてその必要性が示されている。

## 研修等を通じた制度等の普及啓発

- 自施設内や自団体内だけの情報交換にとどまらず、全国の他の日常生活支援住居施設での取り組みを知り、好事例に学んで活かせるところは自施設でも取り入れることができるよう、知る機会が必要である。
- 支援を必要としている人に支援が行き届くように、日常生活支援住居施設を居住支援の新たな社会資源として理解してもらうための、福祉事務所に向けた国の研修等を実施する必要があるのではないかな。

## 福祉事務所の参画

- 最低1年に1回程度、「(仮称)個別支援計画に関する調整会議」を実施することで、利用者本人の同意は前提としつつ、日常生活支援住居施設運営事業者側の見立てと併せて、福祉事務所の見立てや援助方針とすり合わせた個別支援計画にブラッシュアップし、支援を実行していく機会を作ることが望ましい。

## アセスメント能力・モニタリング能力

- 日常生活支援住居施設の個別支援計画を策定する生活支援提供責任者においては、具体的なニーズを把握して個別支援計画に盛り込むためのアセスメント能力、また計画に基づいた支援の実行中のモニタリング能力が求められる。

## 福祉事務所と団体の相互理解の促進

- 福祉事務所と日常生活支援住居施設運営事業者の相互理解を深める研修やイベント等の機会を国が積極的に創出する取り組みも必要なのではないかな。

# 居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和4年度予算：7.4億円

## 事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

## 事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

### (1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

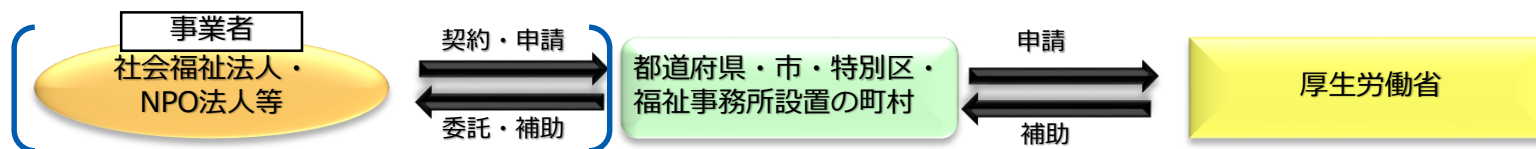
### (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

### (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

## 補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4